

小児医療情報収集システム

「小児と薬 情報収集ネットワーク整備事業」にご協力ください

より安心・安全な小児医療を目指して実施しています



主催 厚生労働省
事務局 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター



小児と薬 情報収集ネットワーク整備事業とは

2012年12月に、厚生労働省により「小児と薬情報センター」が国立成育医療研究センター内に設置されました。「小児と薬 情報収集ネットワーク整備事業」は、この「小児と薬情報センター」が実施している事業のひとつです。

子ども用の医薬品は、安全性や有効性の評価が難しいこと、臨床試験の数が少ないなどの理由で、医薬品に関する情報が少ないという問題があります。また、新しく承認される医薬品を、安全に投与できる環境を整えることも重要です。

「小児と薬 情報収集ネットワーク整備事業」は、全国の小児医療機関などから、どのような症状の患者さんに、どのような医薬品を投与したか、そのとき副作用はあったか、などの情報を集め、それを分析して、安全対策の向上や、小児用医薬品の開発などに役立てることを目的としています。

全国の小児医療機関などのデータを収集



当医院は、「小児と薬 情報収集ネットワーク整備事業」に協力しています。

問い合わせ

わたしたちは、
より良い医薬品・医療機器を、
子どもたちに届けたいと考えています。

問診情報の入力・収集に
ご協力ください。



Q&A

Q なんのために情報を集めるの？

A 小児用の医薬品には、安全性・有効性の評価が難しい、開発が難しいなどの問題があります。また、新しく承認される医薬品を、安全に投与できる環境を整えることも重要です。これらの問題を解決し、子どもたちにより安全で有効な医薬品等を投与できる環境を整えるために、情報を収集し、分析しています。

Q 集めた情報はどうなるの？ 個人情報を守られるの？

A 集めた問診・診療情報は、小児と薬情報センターで蓄積・分析されます。これらの情報は、医療の質の向上を目的として使用し、それ以外の目的には使用しません。なお、送信される情報は以下の内容を示します。

●送信される情報

- ・処方されたお薬の内容や、血液検査などの診療情報
 - ・患者さんのID番号（医療機関で使用しているID番号とは異なる番号（ユニークID）が送信時に割り振られます。医療機関で使用しているID番号は保存・送信されません。ユニークIDで実際の患者さん特定することはできません）
 - ・患者さんの年齢情報（年齢または生年月日）、性別
- ※氏名、住所、郵便番号、電話番号は送信されません。

Q 情報の利用を拒否することはできるの？

A 問診・診療情報の利用は、いつでも拒否することができます。拒否される場合は、主治医まで申し出てください。情報の利用を拒否された場合でも、患者さんに不利益が生じることはありません。情報の利用を拒否された場合、拒否した日（拒否の意思を確認した日を除く）以降の情報は利用されません。ただし、患者さんの情報は、本事業のために設置したデータベースに、患者さんを特定できない方法で保管されているため、拒否した日までに利用された患者さんの情報をデータベースから破棄することはできません。

Q 紙の問診票ではいけないの？

A これまで、診療情報は紙に記入して保管することが一般的でしたが、現在は、パソコンなどで入力し、電子的な情報として保管・活用する電子カルテの普及が進んでいます。問診システムで入力していただくことで、問診情報も電子的な情報として保存されます。症状や徴候、お子さんの状態などの問診情報と、診療情報とを組み合わせることで、より正確な医療情報として役立てることができます。また、電子化することで、診療業務の効率化にもつながります。

Q 問診情報を入力すると、どのようなメリットがあるの？

A 問診システムを使うことで、これまで紙で記入していた問診情報よりも詳しい情報を、かんたんに入力していただけます。お子さんの症状や状態を、より詳しく、正確に伝えられるため、正しい診断に役立てることができます。

Q この事業はどれくらいの規模で実施されているの？

A 「小児と薬 情報収集ネットワーク整備事業」は、全国の小児医療機関などに協力していただき、拡大しているところです。今後も、実施する医療機関を増やし、小児医療の向上のために活動していきます。



入力画面サンプル（画面はイメージです）